

令和3年度千葉市ハーモニープラザ管理運営に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体（以下「乙」という。）とは、令和2年1月28日に締結した「千葉市ハーモニープラザの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第47条第3項に基づき、令和3年度千葉市ハーモニープラザ管理運営に関する年度協定を、次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、令和3年度における千葉市ハーモニープラザの管理業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（事業計画）

第3条 令和3年度における管理業務は、別紙「令和3年度千葉市ハーモニープラザ事業計画書」のとおりとし、乙は計画に沿って管理業務を行なわなければならない。

2 乙は、事業計画、人員配置計画または収支計画の内容を変更しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。ただし、軽微な経費の変更についてはこの限りでない。

（指定管理料の支払）

第4条 基本協定書第49条に基づき甲が乙に支払う令和3年度指定管理料は、年額 466,897,000 円（内消費税及び地方消費税額 35,354,726 円）とする。

2 前項の指定管理料について、甲は、次に定めるところにより前金払いにて支払うものとする。

（単位：円）

区 分		団 体 ・ 施 設 ・ 支 払 金 額				計
支払回数	支払時期	千葉市社会福祉協議会			千葉市文化振興財団	
		障害者福祉センター	ハーモニープラザ施設維持管理等業務	社会福祉研修センター	男女共同参画センター	
第1回	4月	3,387,000	18,515,000	3,090,000	12,796,000	37,788,000
第2回	5月	13,808,000	32,935,000	11,070,000	21,620,000	79,433,000
第3回	7月	16,354,000	49,373,000	12,104,000	34,373,000	112,204,000
第4回	10月	21,434,000	47,400,000	14,486,000	34,373,000	117,693,000
第5回	1月	23,012,000	48,900,000	13,407,000	34,460,000	119,779,000
計		77,995,000	197,123,000	54,157,000	137,622,000	466,897,000

3 前項の指定管理料について、障害者福祉センター、社会福祉研修センター、ハーモニープラザ施設維持管理等業務は千葉市社会福祉協議会が、男女共同参画センターは千葉市文化振興財団が請求及び受領することとする。

4 基本協定書第69条第3項に定める利益の還元方法については、甲、乙協議して別途に定めるものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に関し、疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和3年 4月 1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千 葉 市

千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

会 長 竹川 幸夫

千葉市中央区中央2丁目5番1号

公益財団法人千葉市文化振興財団

理事長 大曾根 裕